

京都府社会福祉法人経営青年会会則

第1章 総則

(性格)

第1条 この会は、京都府社会福祉法人経営者協議会（以下「京都府経営協」という）会則第5章17条に基づいて設置される。

第2条 この会は、京都府経営協会則第17条第2項に基づく本会則により運営されるものとする。

(名称)

第3条 この会は「京都府社会福祉法人経営青年会」（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第4条 本会は、京都府下(京都市内含む)の社会福祉法人及び社会福祉施設に所属する青年役職員の資質向上のために、社会福祉事業の経営に関する研究及び研修、並びに会員相互の交流を図るための各種事業などをおこなうことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業をおこなう。

- (1)会員の資質向上のための研修。
- (2)社会福祉事業における、経営、財務、労務等諸問題に関する研究。
- (3)会員相互の情報交換、研鑽、交流。
- (4)京都府社会福祉法人経営者協議会のおこなう行事への参加。
- (5)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(会員資格)

- 第6条
- 1 本会の会員資格は、京都府下（京都市内含む）の社会福祉法人及び社会福祉事業所に所属する満50歳未満の役職員と、経営を下支えする職員又はそれが期待される職員。
 - 2 会員には、正会員・賛助会員がある。
 - 3 正会員は、満50歳未満の者とする。
 - 4 賛助会員は、過去本会に所属し満50歳を超えた者で、役員会が認めたものとする。
 - 5 賛助会員は、意見表明権を有するが、総会等における議決権を持たない。

(入会)

第7条 本会への入会は、所属法人理事長の推薦を得た者について、役員会が承認したものとする。

(退会)

- 第8条
- 1 会員が退会しようとするときは、その理由を明らかにし、会長に文書をもってその旨を届け出なければならない。
 - 2 (削除)

(除名)

第9条 会員が会員たる業務及び全国社会福祉法人経営者協議会（以下「全国経営協」という）の倫理綱領に反し、本会の名誉を毀損したときは、役員会の議決を経て、当該会員を除名することが出来る。

第3章 役員・事務局

(役員)

- 第10条 1 本会に次の役員を置く。
- (1)会 長 1名
 - (2)副 会 長 3名
 - (3)理 事 若干名
 - (4)監 事 2名
- 2 会長は本会の設立趣旨に基づき、会務全般を掌握する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の事前指名による代行順位に従い、会長の代行を行う。
- 4 役員は役員会を構成する。
- 5 監事は、会務及び会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

- 第11条 1 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補充役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期途中で満50歳以上になっても、その任期中はその任にあたる。
- 4 役員は任期満了にあたっては後任者決定まではその任にあたる。

(役員会)

- 第12条 1 役員会は次の業務を執行する。
- (1)事業計画の立案及び予算の執行。
 - (2)事業の執行に必要な委員会の設置、運営。
 - (3)その他、必要業務。
- 2 役員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 役員会の議事は、特段の定めがある場合を除くほか、出席役員過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(事務局)

- 第13条 1 本会の会務を執行するために事務局を開く。
- 2 事務局は、京都府社会福祉法人経営者協議会の事務局に置く。

(総会)

- 第14条 1 総会は次の事項を決議する。
- (1)事業計画及び予算に関する事項。
 - (2)事業報告及び決算に関する事項。
 - (3)会則の制定・改廃に関する事項。
 - (4)役員を選任及び解任。
 - (5)その他、会長の付議した事項。
- 2 総会（委任状含む）は、正会員の2分の1の出席をもって成立し、議事は出席正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところとする。

(経費)

- 第15条 1 本会の経費は、会費・経営者部会からの助成金並びに寄付金などによって賄う。
- 2 正会員の年会費は、全国社会福祉法人経営青年会及び近畿青年経営者会の年会費を含め、1人当たり年1万5千円とする。
- 3 賛助会員の年会費は、1人当たり年5千円とする。
- 4 年会費は年度途中の入会でも同額とし、年度途中の退会において返金を行わない。

(会計年度)

- 第16条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(会則の変更)

- 第17条 本会の会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の過半数をもって決する。

(委任)

- 第18条 この会則に定めない事項については、会長が役員会に図って決定する。

付則

1. この会則は、平成11年3月5日から施行する。
2. この会則は、平成14年7月29日より改定実施する。
3. この会則は、平成16年1月18日より改定実施する。
4. この会則は、平成19年7月30日より改定実施する。
5. この会則は、平成25年7月5日より改定実施する。